

山形県障がい者雇用に係る検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者雇用率の算定に係る障がい者の把握について、厚生労働省の通知やガイドラインによらない不適切な計上に至った経過及び原因を検証するほか、今後の採用のあり方等を検討するに当たり、外部有識者の意見、助言を得るため、山形県障がい者雇用に係る検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、障がい者雇用に係る不適切な計上に至った経過及び原因の検証のほか、今後の採用のあり方等について意見、助言を行う。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、弁護士、有識者、障がい者団体関係者等のうちから、知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。